避難所開設・運営において留意すべき事項

◆　避難所開設時において留意すべき事項

□　リーダの存在　※「男性・女性の両リーダ（副）等の起用」

⇒　日頃からリーダを決めておく（市職員・町内会長等　）

□　避難所は、土足厳禁とし、上履きは各自で管理

⇒　靴底は、泥等による汚れ及びウイルスの温床であり、感染症予防等のため土足厳禁

□　居住スペースには、必ず通路を確保

⇒　人が通れる通路の確保は必須であり、要すれば車椅子が通れる１３０ｃｍ以上を確保

□　パーテーション（区切り）の高さ

⇒　人から見えない高さのパーテーション（プライベート「〇」、防犯上「×」）

※　ＤＶ、窃盗、孤独死等

⇒　低いパーテーション　　　　　　　　（プライベート「×」、防犯上「〇」）

※　のぞき、盗撮等

□　高齢者等に配慮したパイプ椅子を設置（要配慮者スペース）

⇒　足腰（膝）等への負担軽減のため、居住空間スペース内にパイプ椅子を準備

⇒　定期的又は使用の都度の消毒を実施

◆　避難所運営時において留意すべき事項

□　女性に対する配慮

⇒　生理用品等の配布は、女性トイレ内に設置

□　トランスジェンダー（性別越境者）への対応

⇒　更衣室・トイレ・風呂等

⇒　更衣室・トイレについては、男女兼用「テント」等の代用や男女兼用表示等による対応

⇒　シャワー室設置避難所であれば男女兼用の表示により対応、風呂については、入浴時間外での対応

□　身体的障がい者等に対する配慮

⇒　乳がん等による対応として男女兼用「テント更衣室」又は女性更衣室内でのパーテーション（個室）の設置

□　災害対策本部（運営本部）要員への配慮

⇒　控え室（待機場所・仮眠場所）等の確保

□　各種相談窓口の開設

⇒　健康（医療）相談窓口等

□　みんなの声の反映

⇒　意見箱の設置による避難生活への反映